

「上場有価証券等書面新旧対照表（2023年12月18日より改訂）」に関する正誤表

「上場有価証券等書面新旧対照表（2023年12月18日より改訂）」につきまして、改訂実施日を2023年12月22日に訂正するとともに、P3の「3. 登録金融機関の金融商品仲介業務を通じて口座開設されたお客様について ①国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く）」の内容を以下のとおり訂正いたします。

(誤) 上場有価証券等書面新旧対照表（2023年12月18日より改訂）

(下線部分改正)

現行	改正
<p>3. 登録金融機関の金融商品仲介業務を通じて口座開設されたお客様について</p> <p>①国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く） 国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く）（以下、「内国株券等」といいます）の売買等を行うにあたって、以下の<表10>に基づき算出した委託手数料をいただきます。</p> <p><表10></p> <p>(省 略)</p> <p>○ 株式累積投資</p> <p>(省 略)</p> <p>※1 1売買単位手数料は、以下の<表11>に基づき算出した手数料です。</p> <p>※2 (省 略)</p> <p><表11></p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>3. 登録金融機関の金融商品仲介業務を通じて口座開設されたお客様について</p> <p>①国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く） 国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く）（以下、「内国株券等」といいます）の売買等を行うにあたって、以下の<表9>に基づき算出した委託手数料をいただきます。</p> <p><表9></p> <p>(現行どおり)</p> <p>○ 株式累積投資</p> <p>(現行どおり)</p> <p>※1 1売買単位手数料は、以下の<表10>に基づき算出した手数料です。</p> <p>※2 (現行どおり)</p> <p><表10></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

(正) 上場有価証券等書面新旧対照表（2023年12月22日より改訂）

(下線部分改正)

現行	改正
<p>3. 登録金融機関の金融商品仲介業務を通じて口座開設されたお客様について</p> <p>①国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く） 国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く）（以下、「内国株券等」といいます）の売買等を行うにあたって、以下の<表10>に基づき算出した委託手数料をいただきます。</p> <p><表10></p> <p>(省 略)</p> <p>○ 株式累積投資</p> <p>(省 略)</p> <p>※1 1売買単位手数料は、以下の<表11>に基づき算出した手数料です。</p> <p>※2 (省 略)</p> <p><表11></p> <p>(省 略)</p> <p>○ 単元未満株式</p> <p>(省 略)</p> <p>※ 1売買単位手数料は、<表10>に基づき算出した1売買単位に係る内国株券等をコールセンター経由またはお取扱窓口（登録金融機関）経由でお取引いただいた際の手数料です。</p>	<p>3. 登録金融機関の金融商品仲介業務を通じて口座開設されたお客様について</p> <p>①国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く） 国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く）（以下、「内国株券等」といいます）の売買等を行うにあたって、以下の<表9>に基づき算出した委託手数料をいただきます。</p> <p><表9></p> <p>(現行どおり)</p> <p>○ 株式累積投資</p> <p>(現行どおり)</p> <p>※1 1売買単位手数料は、以下の<表10>に基づき算出した手数料です。</p> <p>※2 (現行どおり)</p> <p><表10></p> <p>(現行どおり)</p> <p>○ 単元未満株式</p> <p>(現行どおり)</p> <p>※ 1売買単位手数料は、<表9>に基づき算出した1売買単位に係る内国株券等をコールセンター経由またはお取扱窓口（登録金融機関）経由でお取引いただいた際の手数料です。</p>